

平成28年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域一東地区 ＞

日 時	平成28年7月26日（火） 午前10時～正午
場 所	福祉センター 第1・2会議室
出 席 者	自治・町内会代表 17団体：18名 鎌倉市 6名
内 容	
第 1 部	市長からの報告..... P. 1 ①「生活保護費にかかる事件」 ②「稲村ガ崎における下水流出」 ③「本庁舎の整備について」 ④「支所業務のあり方検討」 ⑤「（仮称）鎌倉市市民活動推進条例」
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 P. 13 ① 鎌倉駅周辺の公衆トイレについて ② 通学時間帯の子どもの安全対策について 避難行動要支援者対応について..... P. 17
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P. 21 ① 県営鎌倉団地の跡地利用について ② 防災関係について ③ ごみ問題・処理体制について
付 録	当日配布資料 P. 37

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

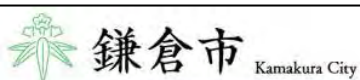
	団 体 名	氏 名	備 考
1	十二所町内会	角田 正敬	会長（司会）
2	浄明寺町内会	荒井 正	会長
3	鎌倉ハイランド自治会	高橋 巖	会長
4	二階堂親和会	大久保 義隆	会長
5	西御門自治会	福井 敏一	会長
6	雪ノ下岩谷堂町内会	梶田 俊夫	会長
7	横町町内会	小田切 知彦	会長
8	巨福呂坂町内会	金子 良夫	会長
9	山王台自治会	岩田 薫	会長
10	扇ガ谷下町自治会	平井 修	会長
11	御成町末広自治会	奴田 不二夫 米里 文明	会長
12	小町二丁目自治会	小泉 親昂	会長
13	小町二丁目東自治会	神川 康彦	会長
14	小町三丁目フクロウ小路自治会	北脇 和江	会長
15	泉が谷町内会	加藤 佐紀子	会長
16	扇ガ谷上町自治会	河内 隆一	会長
17	小町上町明光自治会	西谷 晋	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	環境部長	石井 康則	
5	まちづくり景観部長	大場 将光	
6	市民活動部次長	奈須 菊夫	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



平成28年度ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告



- 生活保護費にかかる事件
- 稲村ガ崎における下水流出
- 本庁舎の整備について
- 支所のあり方検討
- (仮称) 鎌倉市市民活動推進条例

生活保護費にかかる事件

◆経過

昨年8月20日 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

9月16日 「窃盗」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

◆被害額

平成22年7月分～27年3月分 (43月分)

2,652,397円

(受給資格を失った人たちの分で、本来、市の会計に戻されるべきお金)

1

まず、生活福祉課における生活保護費にかかる事件について、ご報告させていただきます。

経過ですが、昨年9月に実施された厚生労働省による生活保護の実地指導監査のため、8月20日に福祉総務課職員が生活保護費を確認したところ、その一部が無くなっていることが発覚しました。

内部調査と鎌倉警察署との協議を経て、市は、平成27年9月16日に「窃盗」による被害届を提出し、その後、警察の捜査により判明した被害額の被害届を12月25日に追加提出しました。事件の公表については、捜査に支障が出るといった警察からの指導もあり、一定期間控えておりました。

次に、被害額ですが、平成22年7月分～平成27年3月分までの間の43月分、総額265万2,397円でした。この保護費は、海外転居や就職などのため既に受給資格を失った方に対して支給されたものであり、本来であれば市の会計に戻されるべきものでした。

◆原因

- **職員の怠慢な事務処理**
生活保護を打ち切るべきにもかかわらずその事務処理が大幅に遅延（保護費の保管につながる）
- **不適切な事務処理**
ずさんな公金保管方法

◆改善策

- 「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成
- 保護費の銀行振込を推進
- 支所での保護費支給を廃止
- 取りに来られない場合は、現金書留により送金

◆職員の処分等

- 職員の告発、処分
- 被害金額の職員への求償

事件発生の要因ですが、生活福祉課の怠慢な事務処理がありました。受給資格を失い、本来生活保護を打ち切るべきにもかかわらず、その事務処理が大幅に遅延していたため、結果として保護費を保管することに繋がっていました。

また、安全で危険のない方法で保管されるべき現金を、担当課のキャビネットに保管するという安易な方法により保管していました。

事件発覚後の改善策についてですが、「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成し、事務処理方法を改めました。

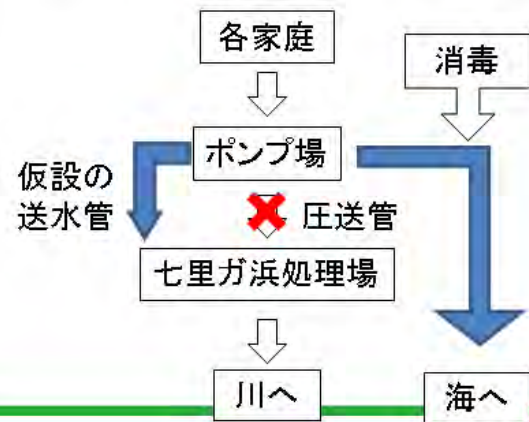
また、従来から進めていた生活保護費の銀行振込を推進し、支所での支給を廃止しました。その他、支給日に取りに来られない場合には、時間を空けず「現金書留」により送金することとしました。

職員の処分等ですが、現在、調査を進めているところであり、職員の非違行為やずさんな事務処理に対する処分を行う予定です。また被害にあった金額についても、地方自治法及び民法に基づき、関係職員への求償を行っていく予定です。

稲村ガ崎における下水流出

◆経過

- 4月14日 稲村ガ崎の崖の一部が崩落
- 4月22日
 - ・ 歩道に埋設していた下水の圧送管が破損し、七里ガ浜処理場への送水ができなくなる
 - ・ 下水を消毒処理したうえで海に放流



続きまして、稲村ガ崎における下水流出について、ご報告いたします。

4月14日に稲村ガ崎で国道134号の歩道の陥没及び隣接する斜面の崩落が発生しました。

市では、陥没した歩道に公共下水道の汚水圧送管が埋設されていたことから、県と連携して、対応を進めていましたが、4月22日の午後3時頃にこの圧送管の継ぎ目部分から漏水していることが確認されました。この圧送管は、鎌倉地域の下水を七里ガ浜処理場に送る重要なものです。

ただちに、応急措置により対応を図りましたが、管の下側の地盤が崩落しているため、短時間での修復は不可能と判断し、緊急措置として、西部ポンプ場から七里ガ浜処理場への圧送を停止しました。これに伴い、やむを得ず、消毒剤を投入した上で、ポンプ場の東側の海岸護岸から、海へ放流せざるを得ない状況となりました。

4月26日～ 仮設送水管設置・増設
工事

5月27日 仮設送水管の設置が完了
し、海への放流が完全に
止まる



◆本復旧について

現在、既設圧送管の状態とその周辺の地盤の状態について調査を実施しています。

今後、これらの調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

応急的対応としましては、4月26日から仮設送水管の設置工事を開始しました。4月29日までに、2本の仮設送水管を敷設し、海への放流量を半減することができました。

さらに、仮設送水管の増設工事を進め、5月27日には計4本の仮設送水管で七里ガ浜処理場へ送水することにより、海への放流を完全に止めることができました。

本復旧については、現在、既設圧送管の状態と、その周辺の地盤の状態を調査しているところです。調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

◆海水浴場開設のための水質検査

5月16日・18日に県鎌倉保健福祉事務所、6月1日・2日に市が追加実施⇒ いずれも昨年と同様の「可」

◆下水放流による海への影響調査

- 国立大学法人東京海洋大学による検証

- 水質

現時点では良好な水質環境が保たれている

- 残留塩素

現時点では影響はない

- 海産物

海産物への影響はない

現時点で特に悪影響を及ぼし、対応が必要な状況にはない
(安全宣言)

念のため、海水浴場開設期間中はモニタリングを継続

節水へのご協力、ありがとうございました。

次に、海水への影響ですが、5月16日と18日に県鎌倉保健福祉事務所が海水浴場開設のための水質検査を実施し、また、6月1日と2日に市が追加で実施したところ、いずれも昨年と同様の「可」との結果が得られ、例年どおり7月1日に海開きを行い、海水浴場を開設しました。

また、下水の放流が海の環境に与える影響を確認するため、国立大学法人東京海洋大学の学識者4名の助言のもと、水質・残留塩素・海産物への影響・海底堆積物を調査しましたが、いずれの調査結果も良好で、「現時点で下水放流が海域に影響を及ぼしている状況ではない」との総合所見を得ることができました。このことから、6月29日に市として、安全を宣言しました。

なお、念のため、安心して海水浴を楽しんでいただけるよう、海水浴場開設期間はふん便性大腸菌群数のモニタリングを継続して行います。

ご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。また、皆様には、節水にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本庁舎の整備について

◆ 経過・背景

年代	経過・背景
昭和37	火災により旧本庁舎消失
昭和44	本庁舎、車庫等竣工 …築47年 (これ以前は、御成中学校が所在)
昭和55~	分庁舎の整備を繰り返す
~平成17	耐震改修工事 (Is値 : 0.6 (最低限の値) まで)
平成26	分庁舎廃止に伴い鎌倉水道営業所庁舎等へ一部移転
平成27	策定した公共施設再編計画にて、支所業務についても見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討するとともに、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「 現在地建替え 」、「 現在地長寿命化 」、「 その他の用地への移転 」等の方策について検討し、 平成28年度までに整備方針を決定する とした。
平成28	整備方針市民対話、整備方針策定委員会の実施



続いて、鎌倉市役所の本庁舎の整備についてです。現在の本庁舎は昭和44年に建設されたもので、現在築47年が経っています。

平成7年の阪神・淡路大震災を受け、本市の本庁舎も平成17年までに耐震改修を行いました。東日本大震災発生に伴う津波浸水想定範囲の見直しなど、本庁舎をはじめとする公共施設の耐震性能を見直す必要性が生じました。

そのような中、本市では平成27年に策定した公共施設再編計画にて、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」等の方策について検討し、平成28年度までに整備方針を決定することとしました。

◆ 既存本庁舎の課題・条件

備えるべき防災性能の脆弱性のほか、物理的・社会的劣化などの課題が山積

防災・構造面の課題	老朽化の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する脆弱性 ・耐震性の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐久性 ・建物の老朽化
市庁舎機能としての課題	課題以外の主な条件
<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス機能が不十分 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分 ・不十分なセキュリティー ・庁舎の狭あい、分散による業務の非効率 ・情報化への対応の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の敷地の諸制限 <ul style="list-style-type: none"> ⇒風致地区：高さ10m、建ぺい率40% ⇒景観地区隣接：高さ15m ⇒現行規制等では、所要面積確保が困難 ・埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒掘削が困難 ・更なる耐震化が困難 <ul style="list-style-type: none"> ⇒単純計算で追加耐震ブレース64箇所 など ・鎌倉地域の公共施設再編 <ul style="list-style-type: none"> ⇒生涯学習センター、福祉センター、中央図書館のあり方

現在の本庁舎の抱える課題ですが、市の防災中枢機能を果たす施設としての耐震性や、築47年となっている老朽化の課題のほか、分散化やバリアフリー対応などの面など市庁舎機能としての課題があげられます。そして、他にも現在立地する敷地の法令等の諸制限も考慮する必要があります。

例えば、現在の敷地は風致地区なので高さ10m、建ぺい率40%の制限があります。また、地下には貴重な文化財が眠っている可能性が高く、地下の掘削や堅固な建造物の建築にはかなりの制約があると言えます。

今年度は市民の皆様のご意見を聴きながら、関係団体や外部の学識経験者等に、3つの手法のどれが整備方針としてふさわしいか審議していく予定です。

◆ 本庁舎の整備に関する3つ手法の比較概要
 ■ 現在地での建替え・長寿命化、移転の比較概要

	本庁舎の整備手法 ()内は理由等		
	現在地建替え	現在地長寿命化	移転
防災対応機能	△ (津波)	× (津波・既存地下)	○ (移転先による)
建物の経済性	△ (集約化困難)*	△ (集約化困難)*	
環境対応	△ (機器設置等困難)*	△ (既存困難)*	
使いやすい・安心できる市民サービス機能	△ (集約化困難)*	△ (集約化困難)*	
市民交流機能	○	○	
ユニバーサルデザイン	○	△	
効率的な行政機能	× (集約化困難)*	× (集約化困難)*	

様々な課題や条件



今後の鎌倉市に必要な本庁舎のあり方(整備方針)を考える



メリット・デメリット

平成28年度中に方向性を決定

* 現行の法令等の規制による場合

こういった課題や条件、所要面積などの基礎的な条件を整理し、現在地建替え・長寿命化、移転について比較したところ、現在地建替え及び現在地長寿命化では所要面積の確保が難しく、特に公共施設再編計画にある鎌倉地域の公共施設再編を解決するには至らないことがわかりました。

また、移転をするとなると用地の確保など当然ながら、いくつかの課題も生じてきます。このため今後、様々な課題や条件、それぞれのメリット・デメリットなどを整理し、今年度中に整備方針を決定して参ります。

支所業務のあり方検討



◆コンビニ交付の実施

平成28年1月 マイナンバーカード（個人番号カード）の
交付開始

マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスの検討

平成29年10月 コンビニエンスストアでの証明書の交付開始
(予定) (住民票の写し、印鑑証明書)



- ・ マイナンバーカードがあれば、全国どこでも証明書を受け取ることができる。
- ・ コンビニで交付する証明書は順次拡大予定

◆窓口機能の集約

- ・ 支所窓口業務の本庁舎への集約
- ・ 地域活動支援、学習センター・図書館機能の維持

この本庁舎の再整備とともに、支所業務のあり方の検討を現在行っています。

今年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、今後マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスを検討して参ります。

その1つとして来年10月には、コンビニエンスストアで、住民票の写しと印鑑証明書を交付できるよう、現在準備を進めています。マイナンバーカードがあれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、全国どこでもコンビニエンスストアで証明書を受け取ることが出来るようになります。また、戸籍の証明書や税の証明書などコンビニエンスストアで交付できる証明書も順次拡大していく予定です。

これにあわせ、支所の窓口業務の見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討していくこととしています。しかしながら、自治町内会など地域活動の支援や学習センター・図書館の機能は、地域に残し、引き続き皆様とともに地域活動を充実させていきたいと考えています。

これにつきましても、市民の皆さんの生活に密接に関わることで、さまざまなご意見を頂戴しながら、今後進めて参りたいと考えています。

(仮称)鎌倉市市民活動推進条例

- 期待される効果
 - 公益的な市民活動に対する理解を深め、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性を共有する
 - 様々な主体、行政が互いにその長所を認め合い、適切な関係、相互のつながりを持っていくことを理解する
- 条例制定のスケジュール

検討に当たっては、検討会・ワークショップの実施など、広く市民の皆様の意見を聞き、これからの市民活動の方向性を皆で共有できるよう努めていきます。



今年度は、市民活動及び地域活動をより活性化させていくために、条例の制定も予定しています。

鎌倉市は、市民活動が活発なまちであり、様々な市民活動が展開され、歴史を積み上げてきました。日本初のナショナルトラスト、日本初の公設民営の市民活動センター等、自主的で自由な市民の方々の熱い思いに支えられ、歩んできました。その積み上げてきた歴史と想いを未来につなげ、新たな時代にあった共創関係を築いていくため、条例「(仮称) 鎌倉市市民活動推進条例」を作ろうとしています。人口減少、少子高齢化など、行政を取り巻く環境の大きな変化、市民ニーズの多様化に行政のみの対応には限界があります。市民・NPO・企業との協働により新たな価値を築いていきたいと考えています。今後は条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、来年2月議会での条例の制定を目指して取り組んでいるところです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

＜山王台自治会・岩田会長＞

昨日も議会の全員協議会が開かれ、文化庁から北鎌倉随道のトンネルについて、上の尾根の文化財的価値があると文化財専門委員会の全員の意見が出たということで、市長からトンネルの開削については今後文化庁と協議をして見直すという報告がありました。

この問題も含めて最近鎌倉市では様々な問題が露呈しているということを実感します。非常に混乱の極みだと思います。市民も今回の様々な問題を見てなぜうまく処理ができないのか、法令順守できないのかということに危惧している方が多いと思います。

この問題について、ずさんな事務処理問題について市長としては自らも含めた管理責任を明らかにすると述べていますが、ご自身の責任問題についてどうお考えかお聞きしたいです。

＜松尾市長＞

私自身の責任の取り方としては職員の処分をした後に、この問題についての私自身の処分を決めて参りたいと考えております。8月ないし9月という段階でお示しして参りたいと考えています。

こうした問題が次々に起こっている中で、市役所自体の組織のあり方、職員の仕事に対する向き合い方、課題があっても見て見ぬふりして仕事をしていることが根本の問題として把握できているところです。こういうことをしっかり改めていくのが私の責任だと考えています。そのことを全身全霊かたむけて取り組んで参りたいと思っています。

＜山王台自治会・岩田会長＞

コンプライアンスについては、職員の法令順守の学習会をするとか弁護士を使って何かやるとか、ありますか。

＜松尾市長＞

コンプライアンスは、徹底的にやり直さなければならないと思っています。今年度だけではなく数年間の取り組みになろうとは思いますが、職員に対するコンプライアンスの徹底、外部の力もお借りしながら徹底的にやっていくということを予定しています。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【鎌倉地域-東地区】

平成28年度 ふれあい地域懇談会



鎌倉地域-東地区

- 鎌倉駅周辺の公衆トイレについて
- 通学時間帯の子どもの安全対策について

鎌倉駅周辺の公衆トイレについて

【市民活動部 観光商工課】

鎌倉駅周辺は観光客が集中する地域であり、公衆トイレの増設の要望を多くいただいておりますが、用地確保が大きな課題となっています。

公衆トイレの建設工事費等に補助金

今年度、社寺や民間企業等が行う公衆トイレの建設に対する補助制度を創設しました。

民間事業者との提携

鶴岡八幡宮周辺の観光客集中地域での公衆トイレの不足を補うため、有限会社ミネモト・サプライが所有する「M's Ark KAMAKURA」のトイレに関して相互に連携・協力するため、6月28日に協定を締結しました。

男女ともにゆったりとしたスペースで常に清潔に保たれたトイレが用意されており、子ども連れや体の不自由な人のための多目的トイレも設置されています。



通学時間帯の子どもの安全対策

【防災安全部 市民安全課】

ご要望の時間帯による指定方向外進行禁止等の交通規制につきましては、所轄である鎌倉警察署交通課に伝えさせていただきました。警察署の見解として、「要望の規制にあっては通学時間帯の、県道21号の朝比奈方面への車両の流入を抑制するものですが、県道21号は通学路として指定されていないこと、また、規制した場合には、佐助・扇ガ谷地区の住民に与える影響が大きいことから、現在のところ規制の必要性はないものと考えております。今後、交通事情に変化等があった場合には検討することとします。」とのことでした。

市では、交通安全対策として、担当部署が、看板や外側線の設置、歩行空間のカラー化等を実施する方向で検討しています。

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

(御意見・御質問はありませんでした)

避難行動要支援者対応について

避難行動要支援者対応に ついて

	避難行動要支援者対応	一人暮らし高齢者の実態調査
目的	平常時から、要支援者情報を地域で共有することにより、災害時における安否確認や避難支援、避難所での生活支援を円滑に行う	平常時の生活のサポート(見守り等)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らし 高齢者のみの世帯の75歳以上 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害保健福祉手帳1級 要介護度3～5の認定 これまでの災害時要援護者登録名簿に登録されていた <p style="text-align: center;">約22,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし(すでに一人暮らし高齢者登録をしている人を除く) <p style="text-align: center;">約10,000人</p>
登録すると	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から情報の共有 災害時の安否確認、避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員による訪問(見守り) 地区社会福祉協議会から行事の案内 消防職員による防火の相談・指導 など
今後	名簿提供は8月下旬～順次	調査は平成28年7月～11月

総合防災課が行っている「避難行動要支援者対応」と高齢者いきいき課が行っている「一人暮らし高齢者の実態調査」について、ご説明いたします。

避難行動要支援者対応についてです。東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ることを目的に改正された災害対策基本法に基づき、昨年10月、市内の75歳以上の一人暮らしなど対象となる方に意向確認を実施しました。この意向確認で個人情報の開示に同意した方の名簿を8月下旬から、各自治・町内会に提供していく予定です。

一人暮らし高齢者の実態調査は、東日本大震災以前から鎌倉市独自の取り組みとして行っていたもので、65歳以上の一人暮らしの方で、登録していただいた方を対象に、見守りや行事の案内など、普段の生活のサポートを行うものです。登録していただくと、民生委員による訪問や、地区社会福祉会の行事の案内などをサービスとして受けられます。現在行っている、民生委員による実態調査は、この制度の周知、登録の推奨を行うものです。

対象が一部重なっていることもあり、混同してしまうかもしれませんが、「避難行動要支援者対応」は災害時に安否確認などが円滑に行えるよう平常時から情報を共有することが目的で、「一人暮らし高齢者の実態調査」は主に平常時の生活支援をすることが目的となっています。

別々に調査するのではなく、1つの名簿を相互利用できないのかと思われるかもしれませんが、災害対策基本法で他への流用が禁じられているものです。

「避難行動要支援者」への 自治・町内会の取り組み（例）

- ◆ 対象者の確認（連絡・面談）
- ◆ 支援体制の検討
 - 平常時：訪問、見守り、声かけ等
 - 災害時：情報伝達、被害状況の確認、救護
- ◆ 要支援者が参加する防災訓練、避難訓練

ご自身・ご家族の安全
が確保されたら、支援を
お願いします。
支援は義務では
ありません。

「意向確認に同意した」
としても、支援が必ず
来るとは限りません。
ご自身やご家族による
「自助」が第一です。

続いて、避難行動要支援者に対して、自治・町内会にお願いしたい取り組みです。

対象者の確認とは、面談等を行うことで、まずはお互いを知っていただきたいというものです。そこで、どのような人がいるのかを確認して、支援体制の検討につなげていただければと思います。

そして、要支援者の方が参加する防災訓練を行っていただけると、いざというときに、避難や避難所での生活支援等が少しでも円滑に進めることができるのではないかと考えています。「自分の住む地域で、どのような人が支援を必要としているのか」を知っていただくことが、第1歩になると思います。

このように、どこにどんな人がいるかを知っていたことで多くの命が救われたという実績があります。しかし、災害時はまずご自分の身の安全を確保することが第一で、自助による行動が大切であることは言うまでもありません。要支援者側にも、「個人情報の開示に同意したことにより支援が必ず来るとは限らないので、まずはご自身やご家族による自助をお願いします」ということを、市からも丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

第2部 「避難行動要支援者対応について」に対する意見・質疑

<小町二丁目自治会・小泉会長>

この地区の社協の会長をやっていますが、この地域だけで自治会町内会で約千人が同意をしたということです。どうしようかという話をしたとき、今度は福祉で独居の調査をやるという話があったので、この情報を基にしながらゆくゆくはマップ作りまでしようという話が出ています。法律的問題はあるにしても、そうしないと名簿を町内会長が持っていますでは役に立たないだろうと。それを役立たせるには日頃からそういう人たちと地域の人がどう連携して関わりを持っていくのかというのが一番大きな課題でしょうと。

市が、これは福祉、これは防災ですとするのではなく、もう少し連携を取って欲しいです。つながりの関係で言えば市民活動部だと思いますが、その辺がきちんと連携することが大きな課題と思います。すぐにはできるとは思いませんが、それぞれの地域ごとに取り組みをやっていきますので、その取り組みの意見交換をしながら、良いところはお互いやっていきけるし、こういうやり方があるよということを、行政としてももう少し連携を取ってもらわないといけないと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

健康福祉部と情報は共有していますので、民生委員児童委員協議会の方たちにも、災害時の要支援者名簿をお渡しして、把握していただくことも考えています。

ご指摘のとおり、法律的なことはありますが、防災とのマッチング、地域のつながり推進課も含めて相対的に見て一番良い方法を考えて行きたいと思います。

個々に町内会に名簿をお渡しする際には協定を結んで参りますので、その際には担当からどういうやり方があるか、その町内会の体力に合わせたできる限り可能性のあることを密接にやっていきたいと考えています。

<横町町内会・小田切会長>

民生委員の皆さんが調査するときに、無駄がないよう、2度手間にならないようにしていただきたいです。また、調査が紙ベースなので、データベースにして、作業が複雑にならないようにしていただきたいです。

<防災安全部・柿崎部長>

健康福祉部になるべく無駄がない形でできるよう、ご意見を含めて伝えたいと思います。

<小町二丁目自治会・小泉会長>

事務量が多いので、市として調査するときは、何らかの形で手当てをしていただけたらありがたいと思います。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

鎌倉東－H28－1	県営鎌倉団地の跡地利用について
鎌倉東－H28－2	防災関係について
鎌倉東－H28－3	ごみ問題・処理体制について

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉東-H28-1
テ ー マ	県営鎌倉団地の跡地利用について
内 容 詳 細	<p>県営鎌倉団地（浄明寺5-426-1）が今年度中に解体されるとのこと。今般の県営鎌倉団地跡地の利用を考えた場合、県道との取り付け道路を架けることで、道路事情も改善されます。東部地域では、学校を除き、青少年会館があるだけで公共施設はありません。</p> <p>市が県に対し、県営鎌倉団地の跡地利用を訴えていただきたい。すでに何らかのアクションをとっているのなら、方向性を聞かせて欲しい。</p>
担 当 部 課	まちづくり景観部 まちづくり政策課 こどもみらい部 保育課

議題に対する回答等	
<p>当該地につきましては、平成 27 年 11 月 9 日付けで県知事より市長に対し、取得意思の有無について照会がありましたが、鎌倉市としては、当該地の一部が河川施設内であることから、その部分についてのみ取得を希望し、それ以外の部分については、行政計画の位置付けがなく、当該地を取得する理由がないことから、取得希望のない旨を平成 28 年 2 月 25 日付けで回答しています。</p> <p>なお、当該河川施設のほか、防災行政用無線が設置されていることから、これらの取扱いについては、別途協議をしています。</p> <p>また、神奈川県住宅営繕事務所住宅整備課が行った建物解体に係る地域説明会において、地域の方から用地の保育所への活用について提案があったと伺っています。当該地に、定員規模が数十人となる保育所等を設置することは、周辺の待機児童数が待機児童数全体の約 2% (44 名中 1 名) であることや、他の地域から当該地に通っていただく場合、特に朝の時間帯では、既に交通量の多い県道と当該地周辺の細い路地に大きな交通負荷が発生することから、適当ではないと考えています。</p>	
添付資料	

＜浄明寺町内会・荒井会長＞

昔、この土地は付近の住民の方が引揚者の方の為に無償に近い形で提供したという経過もあることから、なるべく公共性の高いものに使えないかということで話が出ました。保育園という形もありますが、それだけではなく公共性のあるもの、例えば防災公園のような形でもいいのかなという意見もあります。

ミニ防災拠点のような形で、それなりのトイレとかかまどを用意した公園でもいいのではないかと提案させていただきたいと考えています。

＜松尾市長＞

地域の皆さんとして公共的活用を求められるのも当然だと思いますので、私たちが調べられる部分は調べていきたいと思います。今後の土地の活用については、防災公園という一つの提案がありましたが、広場も少ないところだと伺っていますので、活用は一緒に検討していきたいと思います。地域としても総意をまとめていただけるとありがたいです。

＜鎌倉ハイランド自治会・高橋会長＞

我々の地域で昨年、比較的小さいお母さんが保育所に入れなかったということで横浜に引っ越ししました。私たちは少子高齢化という大きな問題に直面していて、ここに保育所を作ることによって子どもを持つ若い世代を誘致する拠点になるという積極的意味を持って保育園を作るのも手ではないかと思っています。

また空き家問題があります。私たちの地域にも空き家があります。そういうところに子どもを持つ若い世帯が入ってくるのに、保育所がありますよとかメリットを言えるわけです。そうすると、空き家問題も解決するし、少子化問題も解決する効果は大きいと思います。

先ほど支所業務のあり方の説明にあった地域活動支援、学習センター、図書館機能を持つ拠点が私たちの地区にはありません。公設民営でも良いので、できるといいと思っています。

＜松尾市長＞

今、支所のあり方を見直ししているのは今後維持継続していくのが難しいという中での検討ですので、新たに作るのはハードルの高い話だと思います。先ほどの公設民営というやり方の議論を否定するものではないので、どう活用していくかということは地域の中でニーズの高いものを鮮明に出していただければありがたいと思います。

＜鎌倉ハイランド自治会・高橋会長＞

観点変えて、そこを再度アパートにして、事務所として使うのも、市の財政にも少し貢献すると思います。せっかく良い敷地がありますから、また複合施設として活用すればあの土地の価値が上がるのではないのでしょうか。

＜浄明寺町内会・荒井会長＞

今日、県からメールが来て、周りの家の家屋調査にこれから入るということで文書が来ました。それが済むと解体工事に入ります。今年中に大体解体が済んでしまうと、民間に売り払うということが出てきます。民間の売買に移られては困るので、買い取るのは難しいけど、県と協議していた

だいて、あの土地を何とか県が持つか市が借りるかという形にしていただけたらと思います。

<十二所町内会・角田会長>

差し迫った問題になっているので、行政と話し合えるチャンネルはどんな形でできるのか模索できるといいと思います。7町内会では話をしていますが、行政とどんな形で話し合いをしていけばいいのか、市として使用する考えもあるということが県側に伝わっていれば良いが、必要ないという結論になってしまうと、その余地もなくなってしまいます。

<松尾市長>

市で持っている行政需要では、活用しない方向で県に返事しているものです。既に保育園を県に提案していただいたということですが、地元からの提案含めて検討、今後、県が民間に売ってしまったら話ができなくなるので、その間にできることをさせていただければと思います。

荒井さんが窓口で良ければ、市とのやり取りをさせていただいて、逐一進捗状況を共有しながら7町内会との議論ということを平行して進めていく形ができればと思います。

《後日対応 まちづくり景観部まちづくり政策課》

平成27年11月に神奈川県から照会のあった当該用地に係る取得意思の有無について、平成28年2月に「取得希望なし」として回答している経過があることから、改めて、現在の状況と当該用地の市による公共的な土地利用の可能性について神奈川県に問い合わせたところ、既存建物の解体後は「県営住宅ストック総合活用計画」に則り、公共、民間を問わず売却する予定としており、賃借の可能性はないとのことでした。今後、対応について調整する予定です。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉東－H28－2
テ ー マ	要支援者対策のその後の展開と、問題について
内 容 詳 細	<p>①要援護者対策は、その後どのように展開しているのか。困難な問題があれば、提示してほしい</p> <p>②大規模災害時における市役所と自治・町内会との連絡手段の充実（トランシーバーの整備状況）と指定避難所の増設（自治・町内会館を指定避難所にする考え）。</p> <p>③災害時に観光客をどのように避難させるのか、考えていること等を教えてほしい。</p>
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

<p>議題に対する回答等</p> <p>①災害時要支援者への支援については、現在法律に基づく名簿を地域へ提供するため、自治会や町内会との協定に向けた最終調整に入っています。これに先立ち、昨年度から地域の方々に対して、制度の説明と周知を図ってまいりました。</p> <p>この制度は、避難行動に支援が必要な方の情報をあらかじめ地域が共有することにより、平時からの見守りと、いざというときに一人でも多くの方が避難することかできる様、整備されたものです。</p> <p>災害時には、まずご自分が避難することが原則であり、要支援者制度も支援する側に責任や義務を課すものではありませんが、一部そのことが浸透せず、支援する側への負担を懸念する声があることは事実です。また要支援者側にも必ず支援が得られるものではない点を理解してもらう必要があります。</p> <p>今後個人情報の取り扱いや名簿の更新などについての取り決めを、自治会ごとに協定の形で取り交わしていく機会においても、このことについて丁寧な説明を行い、理解を求め、制度がスムーズに運用されるよう、要支援者及び支援側との緊密な連携を心がけてまいります。</p> <p>②電話が不通となった場合に備え、避難所（市立小・中学校）及び各支所に MCA 無線を配備しています。自主防災組織の中には、地域内の伝達手段としてトランシーバーを活用し、避難所から MCA 無線で災害対策本部へ情報伝達を行う体制を構築しているケースもあることから、このような情報ツールの組み合わせによって、災害時の情報伝達を図っていく必要があると考えております。</p> <p style="text-align: right;">（次ページあり）</p>
--

トランシーバーは補助金の対象となりますので、多くの自主防災組織でトランシーバーを購入し整備を進めている事例もありますので、補助金をご活用いただきたいと思います。

自治・町内会館は、風水害避難所に指定させていただける所もありますが、地震災害の場合は、市立小・中学校を指定し、食料や毛布等を備蓄しております。自治・町内会館については、発災直後の一時的な避難場所として活用いただくことは、十分想定されますので、こうした整備についても、是非補助金を活用していただきたいと思います。

③大勢の観光客が訪れる本市では、その観光客をどのように避難させるのか大きな課題です。観光客を含めた訓練としては、夏の海水浴場における津波避難訓練を行っています。その他、自主防災組織の方々を観光客に見立てて、帰宅困難者支援訓練を実施しております。

市では、平成 27 年度に、津波避難計画地域別実施計画を策定しました。その中で、土地勘のない観光客は、地域の方々に追従する避難行動をとると考えられ、避難経路での混雑が予想されるとの意見が、地域住民から課題として寄せられました。円滑な避難ができるように、今後も避難誘導看板や避難誘導路面シートなどの整備を進めていく予定です。

また、観光商工課と連携して、マップなど紙面での情報提供等、様々な啓発を行っていきたいと考えております。

添付資料	
------	--

＜鎌倉ハイランド自治会・高橋会長＞

鎌倉ハイランド自治会も、昔にトランシーバーを何台か用意してありますが、それがどこまで届くか定かでないです。鎌倉で大規模な地震や災害があったときに通信手段は、トランシーバーしかなくなるのではないかと思います。

総合防災課と直に繋がる通信網が確立されて、年に何回か実際にテストできる体制がないと、相当混乱すると思います。まずはワンペアでいいので、市役所と自治・町内会とのオフィシャルなトランシーバーを用意していただければ大規模災害の大きな手当になるのではないかと思います。

＜十二所町内会・角田会長＞

災害対策本部とMCA無線で各拠点の避難所が繋がると聞いています。今、言われているのはそこから先で、そこはどんな形で総合防災課が想定されているのかということです。

＜防災安全部・柿崎部長＞

地震が起こった場合には、自主防災組織の方々も含めて避難所の運営委員の中に入れていただくことになっています。必ず小・中学校にはMCA無線がありますので、これを使って電話が不通の場合は災害対策本部とのやり取りをしていただくこととなります。

ただし、避難所にきた情報を町内でどのように情報把握をしていくかということについて、確かにデジタル小型トランシーバーは有効な手段だと思います。消防団が持っている小型のデジタルトランシーバーでテストした結果、各行政区域内ではやり取りできますので、町内会単位くらいであれば通じるのではないかと想定しています。

トランシーバーは町内会内の情報活動に使っていただいて、避難所から災害対策本部へはMCA無線を使用して情報をやり取りしていく形になると考えています。

＜鎌倉ハイランド自治会・高橋会長＞

そういった通信は、司令塔になる人が必ずいますか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

地震の際に、避難所に参集する職員が決まっています。その5名程度が普段からMCA無線のある場所や備蓄の場所を把握して、MCA無線のテストも行っています。その人間を中心に、自主防災組織の方々、学校関係者などで運営委員会を作っていただいて運営にあたっていくということになっています。

＜鎌倉ハイランド自治会・高橋会長＞

この間の熊本の地震のニュースを見ていると、物資はあるが実際に来ないという話を良く聞きますが、そういう問題は鎌倉では発生しないということですか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

小・中学校は、備蓄を備えています。備蓄があって、地震災害時の避難所としておりますので、当面の初動体制 72 時間程度についてはその備蓄の中で賄っていただけます。ただし、長期間にわたる場合は、支援物資の搬送は必要になってきますが、当面は備蓄倉庫に蓄えてあるとご理解いただき

たいと思います。

<松尾市長>

市内の事例ですが、玉縄の地域ではトランシーバーを活用・点検していただいております。避難所まではMCA無線で繋がっていますが、そこからそれぞれの各地域自主防災組織までどうやって繋げていくか、連携するか、ということで訓練をして、トランシーバーで横の連携を取れるようにやっているという事例がございます。

日頃からの情報共有のあり方は、積み重ねが重要だと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

最近特に自主防災組織の備品への補助金の活用で、トランシーバーが増えてきています。それぞれの町内会で補助金の対象になっていきますのでトランシーバーの購入が増えている傾向にあります。

<山王台自治会・岩田会長>

御成中学校では、発電機を3階に備蓄していて、非常階段で下ろすのに苦労します。また、第一小学校は、生徒全員分のライフジャケットがあるそうですが、教室から離れた場所にあつて、いざ津波が来るといときにそれを取りに行くのが大変だと先生から聞きました。

学校の事情にもよるといと思います、市で学校と協議する際に発電機やライフジャケットの保管場所をもう少しすぐ取りにいける場所、活用できる場所に動かす検討を進めていただければと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

学校によってそれぞれ事情は違ふといと思いますが、よりよい方法を先生方と協議して実効性のある現場対応ができるように取り組んでいきたいといと思います。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

御成中学校は屋外備蓄倉庫がないため、校舎3階教室を防災用倉庫として使用しています。第一小学校は、津波浸水想定区域内のため、屋外に屋外備蓄倉庫を設置することは適当でない状況です。学校それぞれの事情から屋外に防災備蓄倉庫を設置することが困難な場合もあります。

屋外備蓄倉庫の設置が可能な学校には順次設置しており、施設管理者と適正な場所について協議していきます。個々の事情を鑑み、学校とも協議をし、実効性を高める工夫をしていきたいと考えています。

<雪ノ下岩谷堂町内会・梶田会長>

災害時の無線は、みんなが聞ける環境を作らないといけませんが、それをでたらめな方向や安易に使われても困るので、規制の中で動かなければいけないといと思います。トランシーバーは許可無く使えますが、電話無線乙とか資格を取らないとできない部分もあります。とりあえずトランシーバーで身近な連絡を取れるようにする、次の段階は基地局を作って市全体と対話ができるようにする、という形をしていくのがいいといと思います。

<十二所町内会・角田会長>

十二所は山や谷が多いので、どのようにトランシーバーを設置していくか検討しています。業務用に近いものを設置しないと実際に役に立たないのではないかと考えていて、予算的にも大きなものになるのではないかと考えています。

それに対してのアドバイスなり、登録制のものにした場合の予算とか出てくるとは思いますが、そういうものは補助の対象になりますか。

<防災安全部・柿崎部長>

無線の登録料ですが、現状では補助金の対象が動産、物品に限られた要綱になっていますので、登録料は対象になっていません。必ずそれが必要になるということであれば、今後検討の余地に入れることができるかもしれませんのでそういう現状があることを把握していきたいと思います。現状では動産に限られていますので、登録料は難しいとご理解ください。

<小町二丁目自治会・小泉会長>

小町通りにいる観光客は、なにかあったらどうしたらいいのでしょうか。私たちの町内に観光客が流れ込んできたときに、「あなたは自治会に入っていないからダメ」と言えるのでしょうか。

地震が起きたときにいろいろ聞かれても困ってしまいます。

<防災安全部・柿崎部長>

確かに小町通りを見ると観光客の方は多いです。土地勘のない観光客は、災害が発生した時に地域の方々の行動に追従する行動をとるといわれています。言葉がわからなくて手招きでも良いので避難誘導をしていただくことを普段の防災訓練の中で取り入れてやっていくことが一つあります。

外国人観光客が増えていて日本語が出来ない理解できない方もいらっしゃいます。緊急的に逃げる必要があるのは津波になると思いますが、津波警報・大津波警報の時は、必ずサイレンが鳴ります。津波という言葉は共通語で外国人の方々もわかります。避難場所は近所の方々が一斉となって避難行動を率先し、身振り手振り、手招きで誘導していけば外国人の方々についても減災に繋がるのではないかと考えています。

<小町二丁目自治会・小泉会長>

商店街の店にいる人たちは、市民以外の方が圧倒的に多いと思います。商店の人たちにも情報をきっちり出せる訓練をやるべきではないかと思っています。勤めているだけで、何か聞かれてもわからないのでは困ります。そういうこともやっておいたほうが、昼間の観光客が多いときは効果的ではないかと思っています。

《後日対応 防災案全部総合防災課》

11月10日に、沿岸部一斉に地域住民を対象とした訓練を実施しました。来年度は商店街にも、必要に応じて訓練参加を呼び掛ける予定です。

＜小町上町明光自治会・西谷氏＞

今の防災にあたって、平素から警察と密に話し合うほうが良いと思いますが、そこはどうしていますか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

市の防災会議のメンバーには鎌倉・大船警察も入っていて、警察の役割等も地域防災計画で決まっています。最近、国民保護事案というテロなどの犯罪傾向の事件・緊急対策事案について、警察・鉄道関係者・病院も含めまして合同訓練を行っています。事故があった場合の訓練も、警察・消防も含めて一緒にやっており、連携体制をとっています。

災害が起こったときの警察との連携は、非常に大事だと思っていますし、情報の交換も常にしておりますので安心していただきたいと思っています。

＜雪ノ下岩谷堂町内会・梶田会長＞

3・11のときは、観光客などが御成小学校の体育館に大勢の人が詰め掛けた事例があります。観光客は、駅周辺だったら学習センターや八幡宮に向けるという話を聞いておまして、それぞれの学校区の体育館の避難所開設は地元の人のための開設と聞いています。その形を続けるわけですね。

＜防災安全部・柿崎部長＞

災害の種類に応じてですが、避難所については観光客の方、市民の方という区分けはしておりません。帰宅困難者についても3・11のときは、鎌倉武道館、鎌倉体育館、生涯学習センター、芸術館が帰宅困難者施設となり、観光客の方、勤めている方も含めて帰れなかった方が多かったと記憶しています。

帰宅困難者施設、避難施設については、観光客も含めたエリア内にいる人口から想定しています。観光客と市民を区分けして避難所に誘導するということではないと思っています。

＜雪ノ下岩谷堂町内会・梶田会長＞

間違っただけなら当然受け入れますが、観光客はあくまでも小学校区の体育館は利用しないとある程度ははっきり決めておいた方がいいと思います。市は、自主防災がしなくてはいけない仕事を、はっきりしてくれないと動きづらいです。

観光客は、市の行政施設や八幡宮に行ってもらおうというくらいのしっかりした指示ができるようにしてほしいと感じます。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉東－H28－3
テ ー マ	ごみの問題・処理体制について
内 容 詳 細	①ごみ問題の中・長期的な展望 ②平成 28 年度の対応 ③有料袋のあり方について ④新焼却施設の取り組み状況
担 当 部 課	環境部 ごみ減量対策課 環境施設課

議題に対する回答等
<p>①本市の焼却施設のうち 1 施設が平成 27 年 3 月に稼働停止になったことに伴い、焼却量を削減することが喫緊の課題となっております。こうした市の状況や廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢等を考慮し、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする第 3 次一般廃棄物処理基本計画の策定を現在進めているところです。基本理念として環境負荷の少ない循環型社会を目指しており、実現するためには市民・事業者・行政が連携・協働して 3R を推進するとともに、新焼却施設の整備を進めることにより、安定したごみ処理体制を構築していく考えです。</p> <p>②平成 28 年度の減量・資源化策として、家庭系では有料化開始 2 年目となることから減量効果を維持継続していくための周知啓発に取り組んでいくとともに、家庭系ごみの 5 割以上を占める生ごみの減量を進めるべく、生ごみ処理機の普及促進を図り、食品ロスの削減のための取り組みや、生ごみの水切りなどの啓発を進めてまいります。また、事業系ごみについては、事業系の専門チームにより、積極的に事業所への個別訪問を実施し、生ごみの資源化や分別の徹底など指導してまいります。</p> <p>③家庭系ごみの有料化はごみの発生抑制及び費用負担の公平性を図るために、指定収集袋を購入いただくことで一般廃棄物処理手数料をお支払いいただいている制度です。 平成 27 年 4 月から導入した本制度では、皆様のご協力により当初の予想を大きく上回るごみの減量効果を挙げることができました。</p> <p style="text-align: right;">(次ページあり)</p>

しかしながら、ごみの減量やリユース、リサイクルといった意識が市民全体に定着していくためには、引き続き有料化を実施していく必要があると認識しております。

また、有料袋による歳入は受益者負担の観点から処理費用に充てることも考えられますが、将来における負担を軽減するため、また、排出量に応じた負担を課すことで公平性を保つために、手数料のうち必要経費を除いた部分は一般廃棄物処理施設建設基金に積立を行っていきたいと考えております。

④新ごみ焼却施設の建設候補地につきましては、平成 27 年 4 月 17 日に「山崎下水道終末処理場未活用地」とさせていただいた旨を公表させていただきました。

現在は、新ごみ焼却施設を「山崎下水道終末処理場未活用地」に建設することに反対されている近隣自治町内会で構成する会の方々と話し合いをさせていただいている状況です。

施設の稼働は、平成 37 年度からの施設稼働を目指し、今後も、周辺住民の方、全市民の皆様に、施設建設に対するご理解をいただけるよう、丁寧な説明や情報発信を行なってまいります。

添付資料	
------	--

<横町町内会・小田切会長>

私たち町内会の総会の中で、有料袋のお金はもう不要なんじゃないか、目的は充分達したのではないか、税金でやることではないという意見も出ています。

<松尾市長>

有料袋にさせていただいて、15%超える減量を継続していただいています。必要ないのではということですが、やはりごみはできる限り少なくしていくことが環境負荷低減になりますし、新焼却施設の建設をスムーズに進めていくためにも重要な原資となっています。

また、戸別収集実施が昨年議会で否決されて以降、費用をかけないで実現できないかと研究しており、問題解決に引き続き取り組んでまいります。

<山王台自治会・岩田会長>

戸別収集でどれだけ減量できるかというモデル地区のデータを見ましたが、それほど減量効果はないので、コストを考えると戸別収集は見送って良いのではないかと思います。

それからコスト削減は大きな課題ですが、ビン・缶の収集前日に収集箱を業者が置くコストが大きいと思います。例えば、費用を少し与えるので、収集箱を自治・町内会で置くこととすれば、自治・町内会は一生懸命やりますし、自分たち町内会の補助にもなりますので、研究していただきたいです。

<松尾市長>

戸別収集は当初、ごみの減量の施策として戸別収集を実施すると説明をさせていただきました。モデル地区では、減量効果のほか町の景観面や、観光客がステーションにごみを捨てていくのを回避できる、ステーションの管理が一人に負担が偏ってしまっているというところも解決できるということで、是非全市に広げるべきだという声もあります。私もそのように考えています。費用面との兼ね合いが重要なところですので、どのように費用を抑えてできるかを継続して研究しているところです。

ビン・缶の箱の話がありましたが、私たちも課題だと思っており、箱を配らないで回収することを研究しているところです、ご提案いただいたように、自治・町内会で回収箱を管理できる体制ができるのであれば、検討する手段だと思っておりますので、皆さんと協議させていただければと思います。

《環境部 ごみ減量対策課》

御協力いただける自治会ばかりではないこともあり、全市域でコンテナ設置を自治会にお願いすることは難しいですが、飲食用のビン・カンの収集方法につきましては、今後収集の効率性や排出者の利便性を考慮しながら、収集体制など見直しを行ってまいります。

<浄明寺町内会・荒井会長>

収入が3億1,800万円、経費が1億2,200万円ということですが、経費が高いような気がします。何にこんなにかかっているのですか。

<環境部・石井部長>

1億2,000万円というのは初年度ということがあります。初年度は、周知を図るために対応してきましたのでその経費が含まれています。

指定収集袋を作って保管し、売るお店に手数料を払うというのが基本的な形になります。次年度以降は1億円を割るだろうと考えています。手数料については、約170店舗に売上げの8%を手数料として支払っています。基本的には袋の作成費用と手数料がこの経費がベースになって今後推移していくと考えています。

町内会で売っていただけるということであれば、同じように対応させていただきたいと考えています。いくつかコンビニがないところがありますので、今のところ実施はないですが、そういった協議をした町内会はあります。そこは是非協議させていただきたいと思います。

<小町上町明光自治会・西谷氏>

市はごみ問題で業者に振り回されている印象があります。業者の都合によって、分別が複雑になっているように感じます。私たちの利便を考えた上でやっていただきたいです。

もう一つ、新しい焼却炉によってごみの分別が変わってくると思いますので、十分に研究された上で是非実現していただきたいです。ごみ分別は複雑なのはわかっていますが、あまりにもややこしいです。研究したうえで、私たちにも情報を公開していただきたいと要望します。

<松尾市長>

分別も、過去住民の皆さんと協議する中でこのように細くなってきた経過があります。業者が入って、こうしたほうが良いということはなかったと把握しています。

より効率的にやっていく方法を今後見出ししていかなければいけないというのは、ご指摘のとおりだと思いますので今後検討してまいります。

《後日対応 環境部ごみ減量対策課》

現在の分別区分は、資源化に伴い多岐にわたっておりますが、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法、資源化方法の視点を踏まえて検討していきます。

<扇ガ谷下町自治会・平井会長>

収集した後、収集箱をたたんでくれるところと、くれないところがあります。たたんでおいてくると、観光客がごみを捨てにくいので、徹底指導してください。

<環境部・石井部長>

基本的にはたたむことになっていきますので、確認して徹底していききたいと考えています。

【その他のテーマについて】

＜浄明寺町内会・荒井会長＞

地域に住んでいる職員はなるべく町内の活動にボランティアで参加していただけますよう、市の職員にお願いして欲しいです。

＜松尾市長＞

部の取り組みとして1年間のうちにやりなさいというのがありました。まだ全職員に必ずやりなさいということまでは言っていませんが、そういうことが望ましいと思いますのでそういう話をしていきたいと思います。

《後日対応 市民活動部地域のつながり推進課》

現在は、職員研修の一環として、市民活動等実際に参加し、共に汗を流すという体験型の研修を実施しておりますが、研修だけではなく、日ごろから地域の一員としてまちづくりに参加していくような環境を整えていきたいと考えています。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金
- 3 鎌倉市ホンの気持ち寄附事業
- 4 「リユース食器」を使ってみませんか??
- 5 ポケモンレーナーのみんなへおねがい♪